

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、琴南町土地改良区が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）西川池地区）を行うことについて平成22年4月16日認可した。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀